

## 徳倫理学への序論：行為ではなく行為者自身のあり方を表すものとしての実践的推理

山口, 誠  
九州大学：専門研究員

<https://doi.org/10.15017/1955353>

---

出版情報：総合文化学論輯. 3, pp.1-12, 2015-11-01. Japan Institute for Comprehensive Cultural Studies

バージョン：

権利関係：

## 徳倫理学への序論

一行為ではなく行為者自身のあり方を表すものとしての実践的推理一

山口 誠

はじめに<sup>(1)</sup>

「如何に為すべきか」という問いが倫理学に於ける問いとなり得る一方で、では「如何なる人たるべきか」という問いは倫理学に於ける問いとなり得るだろうか。

本稿で為される考察の目的は、アンスコム (Anscombe, G. E. M.) が『インテンション』(Intention, 1957) の中で行った、人間の行為に関わる「実践的推理 (practical reasoning)」に関する考察を手掛かりとして、所謂、通常、考えられているところの「推理 (reasoning)」とは異なる理解から実践的推理を捉え直すことによって、繰り返すように「如何なる人たるべきか」という問いが倫理学に於ける問いとなり得る可能性を示すことにある。そして、このような問いは、「徳倫理学 (virtue ethics)」の問いへと、従って、徳倫理学の成立する可能性を問うものへと繋がることにもなる。

ところで、所謂、「推理 (reasoning)」とは、「大前提 (major premise)」及び「小前提 (minor premise)」という複数の前提から「結論 (conclusion)」を導き出す活動のことである。そして、大前提及び小前提から結論が演繹的に導き出される推理が実践的推理にも当て嵌められた時、その推理は、行為への動機付けを与える推理となり、「... すべし」といった表現で表される義務に基づいて行為が行われるという、所謂、義務論的な倫理学に通ずるものとなる。即ち、このような義務論的な倫理学の場合、「... すべし」という普遍的命題を表す大前提と、知覚的な命題を表す小前提から、「だから私は... すべきだ」という結論が演繹的に導き出されることになる。冒頭で述べた、「如何に為すべきか」という問いが倫理学に於ける問いとなり得るのはこの故である。

しかしながら、我々は、以上のような実践的推理を、演繹的な推理とは別の推理と捉えることによって、「如何に為すべきか」という義務論的な倫理学ではない、「如何なる人たるべきか」という別の倫理学の成立する可能性を見出すことが可能である。このような別の倫理学と位置付けられるものこそ徳倫理学に他ならない。本稿に於いて為される考察は、これが、如何なる点で、そのような別の可能性即ち徳倫理学の成立可能性を見出すことになるのかについての説明の為に費やされることになる。

『インテンション』に於いて、アンスコムは、「実践的知識 (practical knowledge)」という概念は、もしも我々が第一に「実践的推理 (practical reasoning)」を理解する場合、

その時にのみ理解可能である」(Anscombe(1957), § 33) と述べている。アンスコムは、この著作で、意図的行為の問題を、知識即ち実践的知識の問題に収斂させる形で取り扱っているが、此处では、このような意図的行為の解明を通して、その理解によって意図的行為が初めて理解される実践的推理を明らかにすることにしたい。

結論を述べるならば、此处での実践的推理で表されていることというのは、義務論的な倫理学によって考えられているような行為一般のことではなく、その当の行為が行われた際の行為者自身のあり方であると言えよう。同じ行為が行われたとしても、その行為の意味付けというのが、各人、同じこともあるし異なることもあり得る。そのような行為の意味付けが「行為者自身のあり方」として考えられ得るのである。そして、実践的推理を構成する諸命題によって、そのような行為者自身のあり方が表されているのである。

### 第一節 「何故？」という問い — 其処に存在する秩序を意図的行為と同じくする、実践的理由としての実践的推理 —

本稿冒頭でも述べたように、一般に、「推理 (reasoning)」とは、大前提及び小前提と呼ばれる諸前提から結論を導き出す人間の活動のことと考えられ、通常、これは論理学に於ける「演繹推理 (deductive reasoning) として認識される。そして、もしも、この場合の結論が「私はこれを食べる」のような行為に関わるものであれば、この推理は「実践的推理 (practical reasoning)」と呼ばれ、さもなくば「純粋或いは理論的推理 (pure or theoretical reasoning、以下「理論的推理」)」と呼ばれることになる<sup>(2)</sup>。

このようにして一般的には理解される、言わば「演繹推理としての実践的推理」と呼ばれるべきものは、通常、「乾いた食物は (全て) 健康によい」というような全称的な命題をその大前提に、「この食物は乾いた食物だ」というような個別的な命題をその小前提として、「私はこれを食べる」という結論を導き出すものと考えられることになる<sup>(3)</sup>が、アンスコムは、『インテンション』(Intention, 1957) で為された、その生みの親たるアリストテレスへの批判的解釈の中で、このような演繹的なものとは異なる実践的推理の考えを示している。

本節では、アンスコムの考える実践的推理のあり方を、主に『インテンション』の中で展開された考察から明らかにすることにしたい。

マクダウェル (McDowell, J.) は、論文「徳と理性」(‘Virtue and Reason’, 1979) の中で、実践的推理とは行為の理由 (reason) を再構成するものと捉えており、このようにして捉えられた実践的推理を「実践的理由 (practical reason)」と呼んで、上述したような演繹的な実践的推理とは区別している (cf. McDowell(1979), p. 66)。即ち、マクダウェルによれば、実践的推理というのは、それを構成する諸前提に基づいて推理が行われる結果として行為が導き出されるようなものではなく、行為者によって行われた行為が、寧ろ、出発点となつて、何故そのように行われたのかというその理由を問うことによって、諸前提も含めて構成されるものでなくてはならない。要するに、実践的推理とは、結論が最終的

に導出されるような演繹的なものとは反対に、人間の行為を表す結論から、その理由を問うて行く上で構成されることになる、諸々の命題の集まりとして考えられているのである。

このような、演繹的な実践的推理とは異なる、言わば「実践的理由としての実践的推理」と考えられるべきものは、アンスコムによる実践的推理の考察にも当て嵌まる。というのも、アンスコムは、実践的推理を「意図的行為 (intentional action)」の脈絡の中から捉えているからである。即ち、意図的行為とは、麁をかくような単なる身体の動きではなく、誤って消化剤ではなく風邪薬を飲んでしまうような、行為者が知らず知らずのうちに為してしまうものでもなく、脅迫されてお金を渡したりするような強制によるものでもない、署名する、雇う、契約するような (cf. Anscombe(1957), § 47)、何らかの意図 (意志) を伴った行為のことである<sup>(4)</sup>が、アンスコムによれば、意図的行為は、「何故？」という問いを受け入れることによって成立するものだと考えられている (Anscombe(1957), § 5)。

要するに、意図的行為というのは、其処に、「何故？」という問いによって表される行為の理由を内包するものに他ならず、アンスコムによれば、実践的推理は、このような意図的行為に於いて存在する「何故？」という問いによって表される行為の理由という秩序を表すものなのであり (Anscombe(1957), § 42) <sup>(5)</sup>、この点で、我々は、アンスコムに於ける実践的推理を「実践的理由としての実践的推理」として理解することができるのである。

以上のようにして考えられたアンスコムの実践的推理とは、上述のように「実践的推理を構成する諸前提に基づいて推理が行われる結果として行為が導き出されるのではなく、行為者によって行われた行為が寧ろ出発点となつて、何故そのように行われたのかというその理由を問うことによって、諸前提も含めて構成される」という点で、演繹的な実践的推理とは対照的に考えられるものであるが、この対照は、詰まるところ、本稿の副題にも示されているような、行為 (一般) と行為者自身のあり方との対照のことでもある。そして、このことを、本稿では、以下、考察していくことになる。

## 第二節 一つの事実・多数の記述

実践的推理が、第一節で考察したような実践的理由としての実践的推理とは異なる、演繹的なものである時、その推理を構成する諸命題は、各々、別々の事実を表すものでなければならぬと考えられ得る。否、少なくとも、結論として表される命題は兎も角としても、大前提及び小前提として表される諸命題はそのようなものでなければならぬ。というのも、実践的推理に於いては、片や前者たる大前提は全稱的な事実を表す命題として考えられ、片や後者たる小前提は個別的な事実を表す命題として考えられているからである<sup>(6)</sup>。

しかしながら、これに対して、アンスコムは、上述のような大前提や小前提、及び結論に至る迄、それら実践的推理を構成する諸命題の何れもが、同一の事実を表すものと考えていたと思われる。換言すれば、アンスコムに於いて、推理を構成する諸命題に各々対応する事実としては、唯一つのものしか想定されていないのである。そして、この点が、第

一節でも触れた、本稿の題目にも示されているような、行為（一般）と行為者自身のあり方との相異を、特に対照的に理解する手掛かりとなる。

例えば、或る男が腕を上下に動かし、ポンプを操作し、水槽に飲み水を汲み上げ、その居住者を毒殺している場合、居住者を毒殺するという意図的行為が成立しているが、此処で成立する行為事実は、「何故？」という問いと「何故なら」というその答えによって、「腕を上下に動かす」なり「ポンプを操作する」、「水槽に飲み水を汲み上げる」、「居住者を毒殺する」というように様々に記述されていくものの、実際に行行為者の為している、言わば原初的な行為は、腕を上下に動かすという身体的な行為である。一般的には、このような原初的な行為は「基礎行為 (basic action)」と呼ばれる行為であるが、この場合、腕を上下に動かすという基礎行為に対して、「何故？」という問いと「何故なら」というその答えによって、「腕を上下に動かす」なり「ポンプを操作する」、「水槽に飲み水を汲み上げる」、「居住者を毒殺する」という四つの記述が行われていることになる<sup>(7)</sup>。

第一節で、我々は、実践的理由としての実践的推理が、このような意図的行為の脈絡の中から捉えられるものであるということを確認したが、従って、その実践的理由としての実践的推理に於いても、それを構成する諸命題は、或る一つの行為事実を記述した結果、得られるものであり、上述したような演繹推理としての実践的推理のような諸命題に対応する事実が各々別個に想定されているわけではないと考えられ得る。

しかしながら、実践的推理を構成する諸前提及び結論が、上述のように、所謂、意図的行為論に則って、「何故？」と問われる行為及び「何故なら」と答えられる行為の記述によって構成され、その記述の各々が、同一の行為に関する複数の記述だと考えた場合、更なる問題も生じることになる。というのも、繰り返すように、これらの記述は、同一の（基礎）行為の再記述なのであり、だとすれば、同一の行為事実を表すものである以上、各々の記述は、相互に、代替可能でなければならないが、これらの記述が、行為の理由に於いて成り立つ「何故？」と問われる行為と「何故なら」と答えられる行為との間に成り立つ実践的理由の脈絡の中に置かれた時、前者の行為を表す記述と後者の記述を表す記述とを、各々、相互に代替することは不可能となるからである<sup>(8)</sup>。

実は、結論を先に述べるならば、以上のような代替不可能性は、各々の記述が、各々に先行する記述に対して、即ち、自身が答えとなる場所の「何故？」と問われる行為に関する記述に対して、言わば、より高次の行為として表される記述と考えられているからに他ならない。それ故、「腕を上下に動かす」という行為記述と、「ポンプを操作する」とが置き換え不可能であり、「水槽に飲み水を汲み上げる」という行為記述と、「居住者を毒殺する」とも置き換え不可能となるのであるが、各々の記述を、各々に先行する記述よりもより高次の記述たらしめているものとして、我々は二つのものを考えることができる。

その二つのものというのは、因果関係とコンヴェンショナルな関係であると考えられることができるが、次節では、これら二つの関係について考察し、本節で問題となった「同じ事実を記述したものにも拘わらず、何故、そのような複数の記述が、各々、代替不可能なの

か」ということについて考察することにしたい。

### 第三節 実践的推理の成立 —因果関係とコンヴェンショナルな関係による、基礎行為からより高次の行為への移行—

まず、因果関係であるが、これは、或る男が腕を動かしてポンプを操作し、水槽に飲み水を汲み上げ、その居住者を毒殺しているという第二節で採り上げた例が当て嵌まる。即ち、此処での因果関係を具体的に述べれば、行為者の腕が上下に動き、それによってポンプが作動し、このポンプの作動によって水槽に飲み水（毒水）が汲み上がり、その飲み水が汲み上がることによって（それを飲んだ）居住者が殺害される、ということになるのだが、こうした因果関係によって、各々の記述は、各々に先行する行為に対してより高次の行為記述となり得ることになる。

腕を上下に動かすという基礎行為は、「腕を上下に動かす」という基礎行為を表す記述から「ポンプを操作する」、「水槽に飲み水を汲み上げる」、「居住者を殺す」というより高次の行為を表す記述へと再記述されて行く。そして、こうした再記述は、腕を上下に動かすという基礎行為が原因となってポンプが作動するという出来事が生じ、これが原因となって水槽に飲み水が汲み上がるという出来事が生じ、これが原因となって居住者が死ぬという出来事が生じるという因果関係の成立によって初めて可能となるのである。

要するに、因果関係に於いては、例えば行為者が腕を上下に動かすことによってポンプが作動するという場合、通常、その逆に、ポンプが作動することによって腕を上下に動かすということは考えられず、従って、このようなことから、「腕を上下に動かす」という「何故？」と問われる行為の記述に対して、「ポンプを操作する」という「何故なら」と答えられる行為の記述はより高次の行為の記述として考えられることになるのである<sup>(9)</sup>。

それから、コンヴェンショナルな関係に関しては、これは、行為者が、道路で、自転車に乗って右手を水平に伸ばすことによって右折の合図をし、道路を右折するということが例として考えられ得る。即ち、此処で成立しているコンヴェンショナルな関係は、社会的な規範（ルール）としての交通法規によって成立するものである。行為者は、自転車に乗って道路を右折する為には右折の合図をしなければならず、その右折の合図をする為には右手を水平に伸ばさなければならないが、この交通法規というコンヴェンショナルな規範に基づいて、右手を水平に伸ばすという行為は、「右手を水平に伸ばす」、「右折の合図をする」、「自転車に乗って道路を右折する」というように記述・再記述され、これら各々の記述は、各々に先行する行為に対してより高次の行為記述となり得ることになるのである。

確かに、「右手を水平に伸ばす」及び「右折の合図をする」、「自転車に乗って道路を右折する」という行為記述は右手を水平に伸ばすという基礎行為の記述或いは再記述になっているものの、特に、こうした再記述は、今述べたコンヴェンショナルな関係の成立が前提となって成立していると考えられ、こうしたコンヴェンショナルな関係の成立によって初

めて、「何故？」という問いと「何故なら」というその答えによって成立する、基礎行為を起点とした、先行する行為からより高次の再記述が可能となる。即ち、今述べた交通法規に則って、右手を水平に伸ばすという基礎行為が、「何故？」という問いと「何故なら」というその答えによって「右折の合図をする」及び「道路を右折する」というように、より高次の行為へと再記述されることになる。

要するに、このような交通法規に則るならば、道路を右折する為には右折の合図をしなければならず、その為には右手を水平に伸ばさなければならない。従って、このようなことから、「右手を水平に伸ばす」という「何故？」と問われる行為の記述に対して、「右折の合図をする」という「何故なら」と答えられる行為の記述はより高次の行為の記述として考えられることになるのである。

実践的理由としての実践的推理に於いて、其処で成立する諸命題同士の関係というのは、各々、先行する命題（記述）に対してより高次の行為を表すものである故に、言わば、不可逆的なものとなっている。そして、このような不可逆性は、以上のような因果関係とコンヴェンショナルな関係によって成立することになるのである。

#### 第四節 行為ではなく行為者自身のあり方を示すものとしての実践的推理 — 行為の出発点としての行為者 —

『インテンション』に於いて、アンスコムは、アリストテレスの実践的推理に関して、それがアリストテレスの生み出した最も大きな功績の一つとした一方で、その推理の持つ性格、即ち、その演繹的な性格を批判している（Anscombe(1957), § 33）。この点は、演繹推理としての一般的な実践的推理を導入する際に、アリストテレスによる演繹的な性格を持つ実践的推理を、言わば、一つのモデルにするという形で、第一節でも指摘したのであるが、其処で提示され、第三節迄に考察の対象となってきた実践的理由としての実践的推理は、無論、このアリストテレスの実践的推理を念頭に置いて、更には、この実践的推理と対照させる形で提示されていると考えられ得る。そして、この対照は、演繹的なものなのか否かという形式的なものだけに留まらず、「行為ではなく行為者自身のあり方を示すものとしての実践的推理」という本稿の副題にも表されている、「行為」と「行為者自身のあり方」という対照へと繋がるものなのであり、更に言えば、「行為」一般と個別的な「行為者自身のあり方」という対照であると考えられるのである。

本節では、このような対照について、それを、行為の成立する原因が、一体、何であると考えられているのかを念頭に置きつつ考察することにしたい。そして、此処では、このような行為の原因は、人間としての行為者ならざるものか、或いは行為者そのものなのか、という観点から考察されることになり、結論を先に述べるならば、我々は、無論、前者たる行為者ならざるものが原因と考えられているものが演繹推理としての実践的推理であり、後者たる行為者が原因と考えられているものがアンスコムによる実践的理由としての実践

的推理であるとする見通しを持つことになる。

第一節でも述べたように、演繹推理としての実践的推理は、結論は、大前提及び小前提より、当に、演繹的に導き出されることになる。即ち、結論は、大前提・小前提という諸前提に含意されることになる。そして、そのみならず、其処で大前提や小前提として表される命題は、「乾いた食物は健康によい」（大前提）及び「これは乾いた食物である」（小前提）というような、世界の中で成立する客観的な事実としての、行為命題ならざる命題だという特徴を持つ。とすれば、結論として表される命題は、仮令、それが行為命題であったとしても、大前提及び小前提として表された、行為を表すのではない、言わば、客観的な事実を表す命題から導き出されることになる。要するに、結論として表される行為というのは、無論、それは論理的なものであるにせよ、世界の中で生じる事実をその原因として生じるものとして表されることになるのである<sup>(10)</sup>。

これに対し、実践的理由としての実践的推理に於いては、演繹推理としての実践的推理に於いて成り立つように、結論は、行為命題ならざる客観的事実を表す大前提及び小前提から導き出されるわけではない。「腕を上下に動かす」というように、行為者の身体の動きとしての基礎行為を表す実践的推理の結論は、寧ろ、行為者の、今、自分が何を為しているのかに関する知識、即ち、実践的知識によって齎される。要するに、上述した演繹推理としての実践的推理とは対照的に、行為者たる人間（の知識）が行為の原因であり、そのような実践的理由としての実践的推理に於いては行為者たる人間が存在しているのである。

意図的行為の成立に於いては、行為者が、今、何を為しているのかに関する知識、即ち、実践的知識が、その必要条件とされるのであり、換言すれば、アンスコムの実践的推理に於いて、結論が真となるということは、結論として表される、行為者が、その時、自らが何を為しているのかについて知っており、この点で、結論に於ける、行為と行為者との連関が認められ、その上で、大前提及び小前提という諸前提、即ち、実践的推理を構成するその他の諸命題が立てられていくことになる。従って、だとすれば、実践的理由としての実践的推理に於いて、結論を導出するに当たって、行為者自身が、実践的知識の成立という形で、行為の原因として積極的に関与すると考えられることになる。そして、この点が、前述した演繹推理としての実践的推理とは異なる点なのであり、本稿の副題にも表されているように、アンスコムの実践的理由としての実践的推理は、「「行為」一般ではなく個別の「行為者自身のあり方」を表す実践的推理」と考えることができるであろう。

おわりに ー実践的知識から実践的真理へー

アンスコムは、『インテンション』§38に於いて、ナチスの党員に関する実践的推理の大前提に当たる、望ましきの最終段階としての「もしも死ななければならなくなった時、自分の最期の時間をユダヤ人の皆殺しに費やすことはナチス党員に相応しいことであるから」という例を、「何故、ユダヤ人の子供を殺すのか」という問いに対する答えとして挙げ



ている。

このような、通常、倫理的な命題としては認められないと考えられている命題に関して、アンスコム自身は、大前提として成立することに対する異議を唱えてはいないように、否、寧ろ、異議を唱えるべきか否か自体を問題にしていらないように思われる。要するに、本稿で、此処迄に考察してきたアンスコムによる実践的理由としての実践的推理に於いて、その大前提に「もしも死ななければならなくなった時、自分の最期の時間をユダヤ人達の皆殺しに費やすことはナチス党员に相応しいことであるから」という命題が立てられたとしても、それに対する異議が可能なのか否かは不明瞭なのである。

しかしながら、その一方で、前節迄に繰り返し述べてきたように、本稿の副題は「行為ではなく行為者自身のあり方を表すものとしての実践的推理」というものであり、この点から考えるならば、本稿で為された考察の目的は達成されたと考えてよい。というのも、第四節で考察したように、実践的推理は、結論の導出に行為者自身に関わるものであり、その結論から「何故？」と問われることによって構成されるが故に、繰り返すような「行為ではなく行為者自身のあり方を表すものとしての実践的推理」と考えられ、この点に、行為者自身の行為のみならず、そのあり方が反映されることになるからである。

一方で、本稿の副題に示された「行為ではなく行為者自身のあり方を表すものとしての実践的推理」とは何かに関しては、以上のようにして明らかにされたわけであるが、他方で、では、「徳倫理学の序論」という、本稿の本題で示されたことの方はどうかといえ、これを明らかにすることというのは、本稿で為された考察によって達成されたとは言い難い。そして、その理由は、上述したような、望ましさの最終段階としてのユダヤ人殺害を挙げることに對して、我々は異議を唱えることができないという点であり、この問題こそ、次なる課題として、本稿で為された考察にその儘課せられるものである。

要するに、本稿で為された考察というのは、行為者自身のあり方を示すことにはなつたものの、では、その当の行為者が如何なるあり方をすべきなのかについての考察は為されておらず、これに関する考察を行うことこそ、倫理学の、即ち、徳倫理学の扉を開くものなのである。

尤も、『インテンション』で考察の対象となつたのはあくまで実践的知識に留まるのであり、本稿で為された考察がこの『インテンション』をその考察の題材としている以上、上述の問題に本格的に取り組むのには無理があるということなのかも知れない。アンスコムは、『インテンション』の後に執筆された論文「アリストテレスに於ける思考と行為 — 「実践的真理」とは何か? —」(“Thought and Action in Aristotle: What is ‘Practical Truth’?”, 1965)の中で、上述したような実践的推理の大前提に関わる問題について、「実践的真理」という概念に基づいて考察している<sup>(6)</sup>。それ故、この問題に関する考察は、この、アンスコムによって後に執筆された論文「アリストテレスに於ける思考と行為」を検討することを通して行っていく。しかし、これに関する考察は、即ち、徳倫理学に関する本格的な考察は、また改めて行うこととしたい。

## 文献表

(亀甲型括弧 (□) 内の年号は、改訂の或いは所収の文献の出版年を表す)

Anscombe, G. E. M., *Intention* 2<sup>nd</sup> edition, Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts and London, England, 1965 [2000] (邦訳:『インテンション — 実践知の考察—』, 菅豊彦訳, 産業図書, 1984)

—— “Thought and Action in Aristotle: What is ‘Practical Truth’?”, in Anscombe, G. E. M., *Collected Philosophical Papers of G. E. M. Anscombe, Volume 1, From Parmenides to Wittgenstein*, Basil Blackwell: Oxford, 1965 [1981]

菅豊彦, 『実践的知識の構造 — 言語ゲームから—』, 勁草書房, 1986

McDowell, J., ‘Virtue and Reason’, in *Mind, Values, and Reality*, Harvard University Press, 1979 [1998] (邦訳:「徳と理性」, 荻原理訳, 『思想』, 岩波書店, 2008)

## 注釈

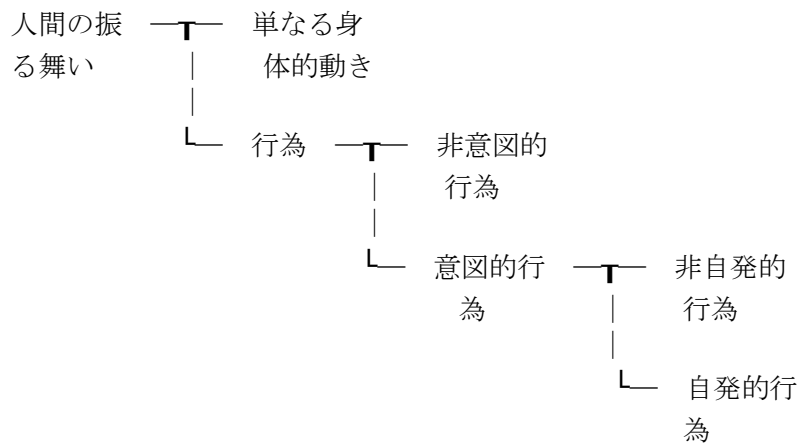
(1) 本稿は、比較思想学会福岡支部第90回大会(とき:2012年4月15日, ところ:福岡市男女共同参画センターアミカス(福岡市))での発表原稿に基づいて、及び、これを加筆・修正した西日本古代哲学会第11回大会(とき:2015年11月3日, ところ:福岡大学セミナーハウス(福岡市))での発表原稿に基づいて執筆されたものである。

(2) cf. [reasoning] in Blackburn, *The Oxford Dictionary of Philosophy*, Oxford University Press: Oxford and New York, 1994

(3) このようにして表される実践的推理に於いては、「乾いた食物は、全て、健康に善い」と「この食物は乾いた食物だ」という二つの前提から演繹的に導き出されるのは「この食物は健康に善い」という結論であるが、これが、何故、「私はこれを食べる」と導き出されることになるのかということに関しては、注10を参照。

(4) このようなものとして考えられた意図的行為を、やや体系的な形で分類化して述べるならば次のようになる。

単なる物体の運動とは区別された人間の振る舞い或いは動作は、先ず、躰をかくような単なる身体の動きと、当に、(人間の)行為とに分けられる。次に、行為は、誤って消化剤ではなく風邪薬を飲んでしまうというような非意図的行為と意図的行為とに分けられ、更に、このような意図的行為が、脅迫されてお金を渡したりするような非自発的行為(此处では強制による行為)と自発的行為(自由な行為)とに分けられることになるのである。



(cf. 菅 (1986) , p. 10)

(5) アンスコムによって、『インテンション』で展開された意図的行為に関する理論というのは、それに関する知識の問題へと収斂される。即ち、アンスコムによれば、意図的行為が成立する時、行為者は、その行為について、即ち、行為者たる自分が、今、何を為しているのかについて知っていなければならない。そして、このような、「行為者たる自分が、今、何を為しているのかについて知っている」ということが実践的知識と呼ばれることになる。

従って、本稿冒頭でも述べたように、アンスコムにとって、「実践的知識」という概念は、もしも我々が第一に「実践的推理」を理解する場合、その時にのみ理解可能である (Anscombe(1957), § 33) が故に、このことから、実践的推理は、意図的行為に於いて存在する「何故?」という問いによって表される行為の理由という秩序を表すものなのだという事にもなるのである (Anscombe(1957), § 42)。

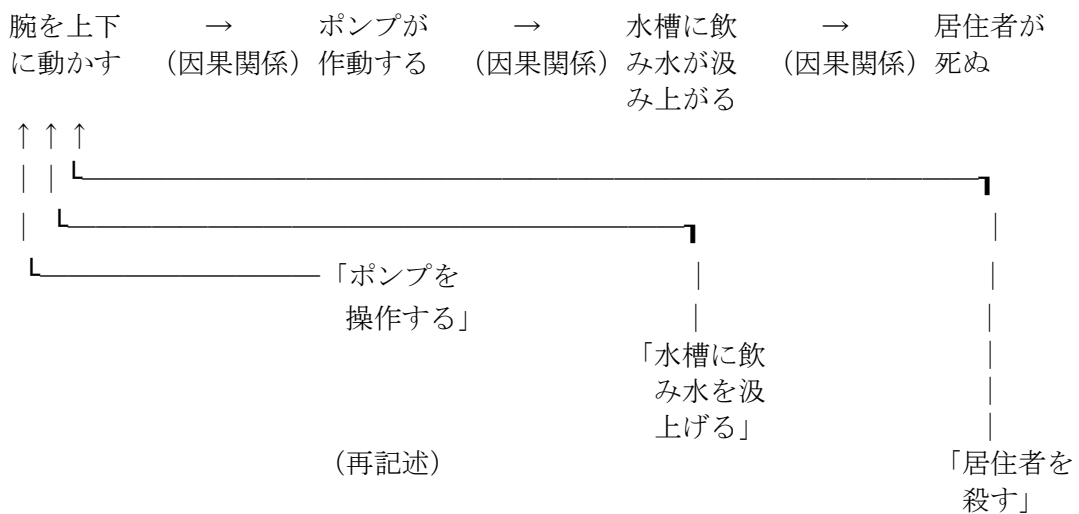
(6) 尚、結論として表される命題の場合は、大前提と小前提の場合のように、必ずしも、それらの諸前提とは別の事実を表すものとなるとは限らない。というのも、結論の表す事実は、諸前提の表す事実の中に含まれている場合があるからである。換言すれば、諸前提の表す意味 (事実) は結論の表す意味を含意している場合がある。このような場合は、結論によって表されている事実は、大前提及び小前提によって表される事実と全く異なるとは言えない。『インテンション』でアンスコムも述べているように、実践的推理に於いて示されるのは諸前提だけで、結論は示されない場合もある (Anscombe(1957), § 33)。

(7) 以上のことを、我々は次のように言い換えることも可能である。即ち、以上のような諸々の記述というのは、指示対象 (Bedeutung) 即ち外延 (extension) は等しく、意義 (Sinn) 即ち内包 (intension) は異なるものである (cf. 菅 (1986), p. 91)、と。要するに、この場合は、「腕を上下に動かす」及び「ポンプを操作する」、「水槽に飲み水を汲み上げる」、「居住者を毒殺する」という記述は、各々、腕を上下に動かすという同じ事実を指し示しているが、その下に成り立つ知識を異にするということが、各々の記述の相異とな

って、即ち、その内包の相異となって現れているのである。

(8) 基礎行為の記述及びその再記述の諸々が相互代替可能だと考えられるのは、各々の記述の外延として考えられるものが、基礎行為という同一の事実に他ならないからであり、「a」と「b」が同一物の名前であるとき、一方の名前を使って言ったことが真ならば、他方の名前を使って言ったことも真である」という、「同一物の不可識別性 (indiscernibility of identicals)」或いは「ライプニッツの法則 (Leibniz' Law)」が当て嵌まるからである。従って、本節で挙げた例の場合、このライプニッツの法則に則るならば、「何故？」と問われる「腕を上下に動かす」と記述された行為と「何故なら」と答えられた「ポンプを操作する」と記述された行為との、当の、各々の記述を相互に代替することが可能だということになる。即ち、「ポンプを操作する」という行為に対して「何故？」と問われ、「何故なら」、「腕を上下に動かす」為にと答えるというようにである。一見、このような理由付けは不合理なものに思われるが、この不合理性を不合理なものとして説明することが、次節たる第三節での考察に課せられた問題だということになる。

(9) 腕を上下に動かすという基礎行為を起点とした因果関係と行為の再記述を図示すると、次のようになる。



(cf. 菅 (1986), p. 90)

(10) 例えば、

大前提 乾いた食物は健康によい  
小前提 これは乾いた食物である  
結論 私はこれを食べる

という先の実践的推理を考えた場合、大前提「乾いた食物は健康によい」と小前提「これ

は乾いた食物である」を真だと認めるならば、結論「私はこれを食べる」も、当然、真だと認められ得る。というのも、大前提及び小前提から演繹的に導き出されるものは「これは健康によい」という命題であるが、この命題は、即ち、「私はこれを食べる」という命題をも意味していることになるからである。

しかしながら、「これは健康によい」という命題が「私はこれを食べる」という命題をも意味している」という点に関しては、些か理解し難いところもあるかも知れない。只、これに関しては、大前提を「乾いた食物を食べよ」という命令を表す命題に置き換えて考えるならば、幾らか理解の助けになるだろう。このように考えるならば、結論は、「これを食べよ」となり、このような命令を表す命題が真である時、即ち、このような命令が遂行される時、命令を受けた行為者である私は、これを食べることになる、換言すれば、「私はこれを食べる」という命題は真となるのである。

(11) 実践的真理とは、正しい欲求との一致であるものとして考えられているものである。これに関しては、また、改めて考察する必要があるものの、少なくとも、本稿の、特に、第四節で触れられた実践的知識とは異なる概念であるということは付言しておきたい。

行為者が、実践的知識を有する場合、本稿で確認されてきた場合、その行為者は、自分が、今、何を為しているのかについて知っている。しかしながら、このことは、その行為者の行為に於いて実践的真理が成立しているのかということを含意するものではない。というのも、悪人でも、自分が、今、何を為しているのかについては知っているのであり、実践的知識を有すると言えるのであるが、其処に、実践的真理が成立しているということは困難だからである。何故ならば、この場合、悪人は、自らの行為が悪しき行為であると言うことを知りつつ、その悪しき行為を行っていると考えることができるからである。換言すれば、この場合、悪人の抱く欲求は正しい欲求ではない。

[An Introduction to Virtue Ethics:

on Practical Reasoning Showing not Action but Agent Itself']

[YAMAGUCHI, Makoto, 九州大学専門研究員、哲学]